

バイオハザード対策用クラス || キャビネット

JIS K 3800 : 2021

(JACA/JSA)

令和3年7月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

氏名 所属 (委員会長) 千葉光一 関西学院大学 (委員) 飯塚 公益社団法人自動車技術会 隆 上野博子 一般財団法人化学物質評価研究機構 大野香代 一般社団法人産業環境管理協会 小川 修 一般社団法人日本塗料工業会 日本プラスチック工業連盟 斉 藤 良 中川勝博 一般社団法人日本分析機器工業会 中島眞理 一般社団法人日本ゴム工業会 野中玲子 一般社団法人日本化学工業協会 花村美保 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会 林 英 男 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 林 幸 国立大学法人東京工業大学 広瀬晋也 石油連盟 保倉明子 東京電機大学 主婦連合会 山崎初美

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

山 田 美佐子 一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成 6.7.1 改正:令和 3.7.20

官報揭載日:令和3.7.20

原 案 作 成 者:公益社団法人日本空気清浄協会

(〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-7-5 伊藤紅浜町ビル TEL 03-3665-5591)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会:日本産業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会:化学・環境技術専門委員会(委員会長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京 都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審 議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。 目 次

Ŋ	べ

	ページ
序习	ζ1
1	適用範囲
2	引用規格
3	用語及び定義
4	記号
5	バイオハザード対策用キャビネット
5.1	バイオハザード対策用キャビネットの分類
5.2	バイオハザード対策用クラス Ⅱ キャビネットの分類 ·······
6	要求性能
6.1	密閉度
6.2	HEPA・ULPA フィルタ
6.3	送風機
6.4	気流バランス
6.5	風速及び風量
6.6	気流方向
6.7	騒音レベル
6.8	照度
6.9	振動変位
6.1) 安定度及び強度
6.1	□ シンクの漏水
6.12	 12 衝撃に対する風速の安定性
6.1.	3 絶縁抵抗
6.14	• 耐電圧
6.1	
6.1	5 遠隔送風機の能力····································
6.1'	7 キャビネットとダクトとの間隙 ····································
6.18	3 ダクトの警報及びインターロック ····································
6.19) 排気口周りの設置状況····································
7	キャビネットの構造
7.1	一般
7.2	- /~ 清掃及び除染に対する考慮 ····································
7.3	作業台及び作業空間の隅部
74	外側の角
75	「法シーン」 汚染プレナムの内部つなぎ目
7.6	※接
7.0	

	ページ
7.7	ねじの使用方法 ····································
7.8	補強材
7.9	送風機及びフィルタの配置
7.10	汚染プレナム
7.11	電気部品及び配線
7.12	モータ·····15
7.13	静圧タップ······15
7.14	速度調節器
7.15	間接ダクト接続
7.16	直接ダクト接続
7.17	ダクトの警報及びインターロック
7.18	前面パネル高さ位置の警報
7.19	HEPA・ULPA フィルタの配置
7.20	シンク 18
7.21	ガス,真空配管などのコック
7.22	脚
7.23	据付け······18
7.24	高さ及び奥行き
7.25	部品
8 柞	18
8.1	基本事項
8.2	内部作業面
8.3	外部表面
8.4	前面パネル
8.5	ガスケット及びシール材
8.6	消音材
9 🖥	【験方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9.1	試験環境
9.2	密閉度
9.3	HEPA・ULPA フィルタ透過率
9.4	気流バランス
9.5	平均吹出し風速
9.6	平均流入風速
9.7	間口1m当たりの排気風量 ····································
9.8	気流方向
9.9	騒音レベル
9.10	照度38
9.11	振動変位
9.12	安定度及び強度

K 3800:2021 目次

	ページ
9.13	シンクの漏水
9.14	送風機
9.15	衝撃に対する風速の安定性····································
9.16	絶縁抵抗
9.17	耐電圧 42
9.18	キャビネットの設置状態42
10 枚	贫査 ····································
10.1	一般
10.2	形式検査
10.3	全 数検査······44
10.4	検査報告書
10.5	現場検査票
11 君	長示及び取扱説明書
11.1	仕様銘板
11.2	配線図
11.3	取扱説明書
附属書	뢐 A (規定)枯草菌芽胞液の調製及び定量48
附属書	B (参考) 除染及び除染方法の評価
附属書	皆 C (参考) キャビネットの設置及び排気
附属書	皆 D (参考)キャビネットの購入に当たって
附属書	售 E(参考)クラス I キャビネット,クラス Ⅲ キャビネット及び
뉟	5典型クラス Ⅱ キャビネットの基本構造
附属書	§ F(規定)平均流入風速代替試験の申請及び評価
解言	党······74

まえがき

この規格は,産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき,公益社団法人 日本空気清浄協会(JACA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から,産業標準原案を添えて日本産業 規格を改正すべきとの申出があり,日本産業標準調査会の審議を経て,経済産業大臣が改正した日本産業 規格である。これによって,JIS K 3800:2009 は改正され,この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が,特許権,出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意 を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は,このような特許権,出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について,責任はもたない。

日本産業規格

JIS K 3800 : 2021

バイオハザード対策用クラス || キャビネット

Class II biological safety cabinets

序文

この規格は,NSF/ANSI 49 Biosafety Cabinetry: Design, Construction, Performance, and Field Certification を 参考にして, 1994 年に制定された。今回,技術の進歩,使用現場での性能確認の重要性,及びNSF/ANSI 49 が 2014 年に改訂されたことに伴い,この規格の改正を行った。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、バイオハザード対策用クラスIIキャビネットの性能、構造、材料及び試験方法について規 定する。バイオハザード対策用クラスIIキャビネットに、排気ダクト及び遠隔送風機が接続されている場 合はそれらを含む。この規格は、正圧汚染プレナムが直接外壁に接する古典型クラスIIキャビネットには、 適用しない。

- 警告1 バイオハザード対策用クラスIIキャビネットの利用者は、病原微生物等の取扱い、及びバイ オハザード対策用クラスIIキャビネットの取扱いに十分な知識をもち、その運用に当たって は、生物災害担当者又は責任者の指示に従う。この規格は、その使用に関連して起こる全て の安全上の問題を取り扱うものではない。
- 警告2 クリーンベンチは、作業空間に清浄空気を送り、取り扱う試料の汚染を防ぐのが目的の機器 であり、作業者及び環境のバイオハザード対策を目的とした機器ではない。外観、空気の流 れ及び構造は、比較的似ているが、バイオハザード対策を必要とする作業にクリーンベンチ を用いてはならない。
- 注記1 ここでいうバイオハザード対策用クラスIIキャビネットは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号,第31条の2第10号)の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全キャビネットである。家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号,第56条の8)に定める安全キャビネット,遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(平成15年法律第97号)及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年1月29日文部科学省・環境省令第1号)別表第二,研究用安全キャビネットでもある。
- 注記2 令和5年1月19日までの間は, JIS K 3800:2009によることができる。